

### 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の保険料を軽減する「特別対策」等についてお知らせします

問い合わせ 市民部保険年金課

国では、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の保険料について、新たな負担軽減を行う「特別対策」等の実施を決定しました。その内容や、保険料の支払い方法の変更手続きについてお知らせします。

#### 低所得の世帯、個人のかたは、新たに保険料が軽減されます

被保険者のかたへ、平成20年度の保険料賦課決定通知書・納入通知書を7月中旬にお送りしていますが、次の軽減措置に該当されるかたは、保険料の均等割額又は所得割額がさらに軽減されます。対象となるかたには、8月下旬までに保険料額変更通知書をお送りします。

#### 低所得世帯対象のさらなる軽減措置

##### 平成20年度の措置

現在、均等割額の7割軽減に該当されているかたは、さらに均等割額が軽減され、8割5分軽減となります。対象となるかたは、7月にお送りした保険料額決定通知書の「保険料額」が「年額1万1千300円」のかた

#### 低所得個人対象のさらなる軽減措置

##### 平成20・21年度の措置

東京都後期高齢者医療広域連合では、独自の保険料軽減措置として、保険料の計算の元となる所得金額の「旧ただし書き所得」(総所得から基礎控除33万円を引いた額)が

| これまでの軽減措置      |           | 新しい軽減措置        |           |
|----------------|-----------|----------------|-----------|
| 所得金額(旧ただし書き所得) | 所得割額の軽減割合 | 所得金額(旧ただし書き所得) | 所得割額の軽減割合 |
| 15万円まで         | 全額        | 15万円まで         | 全額        |
| 20万円まで         | 75%       | 20万円まで         | 75%       |
| 40万円まで         | 50%       | 58万円まで         | 50%       |
| 55万円まで         | 25%       |                |           |

## 国保

### 10月から65歳〜74歳の世帯主のかたの国民健康保険税が特別徴収(年金からの天引き)となります

国民健康保険(国保)に加入している65歳〜74歳の世帯主のかたで、次の①〜③すべてに該当されるかたは、平成20年10月から、国民健康保険税(国保税)が特別徴収(年金からの天引き)となります。

①世帯主のかたも含めた世帯の国保加入者全員が65歳〜74歳のかた

国保税の支払い方法を特別徴収(年金からの天引き)から口座振替に変更できます

滞納がないかたで、口座振替を現在利用されているかたは、支払い方法を特別徴収から口座振替へ変更することができます。8月15日(金)

国保加入者のかたへ「特定健康診査」を行っています

今年度から、国民健康保険(国保)に加入している40歳〜74歳のかたを対象に、メタボリック・シンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見・予防を目的とした「特定健康

は、場合により7割・5割・2割軽減の3段階ですが、21年度からは恒久的な措置として、9割・7割・5割・2割軽減の4段階へと拡大される予定です。そのため、20年度の軽減措置により均等割額の軽減が7割から8割5分になったかたのうち、年金のみの年収で80万円を超えるかたについては、21年度以降は再び7割軽減(均等割額11万1千300円)に戻ることが見込まれます。あらかじめご承知おきください。

40万円までのかたに対し、今回が決定した軽減措置よりも大きな軽減措置をすでに実施しています。今回のさらなる軽減措置としては、旧ただし書き所得が40万1円〜58万円(年金のみ)の場合には93万1円〜21万円までのかたについて、所得割額を50%軽減とし、所得額の軽減範囲をさらに拡大します。(左表参照)

対象となるかたは、7月にお送りした保険料額決定通知書に該当されています。8月15日(金)まで期限を延長します。

②特別徴収の対象年金が年額18万円以上のかた

③国保税と介護保険料を合わせた額が、対象年金額の2分の1を超えないかた

※特別徴収に該当されるかたには、7月中旬にお送りした納税通知書に「特別徴収義務者」・「特別徴収対象年金」と明記してあります。

国保加入者のかたへ「特定健康診査」を行っています

今年度から、国民健康保険(国保)に加入している40歳〜74歳のかたを対象に、メタボリック・シンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見・予防を目的とした「特定健康

りした保険料額決定通知書の「賦課のもととなる所得金額」が40万1円〜58万円の間のかた

### 保険料の支払い方法を特別徴収(年金からの天引き)から口座振替に変更できます

保険料の支払い方法を、特別徴収(年金からの天引き)から「口座振替」に変更できるようにになりました。次に該当されるかたで、口座振替の利用を希望されるかたは、申請の手続きをしてください。

対象となるかたは、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の保険料を年金からの引き落としで納めていたかたで、次の①又は②に該当するかた

①後期高齢者医療制度の加入前の直近2年間で、国民健康保険又は国民健康保険組合の保険料(税)を滞りなく確実に納付していたかた

②連帯納付義務者となる世帯主又は配偶者がいる年金収入180万円未満のかたで、連

### 東村山駅西口再開発ビル内公益施設の指定管理者が決まりました

平成21年秋に開業予定の東村山駅西口公益施設の「指定管理者」が、6月定例市議会の可決を得て決まりました。同施設の指定管理者については、平成19年12月に公募を行い、5団体から応募がありました。その後、各団体からの施設運営の提案について、公募による市民のかたや専門家、市職員等で構成する「東

### 小・中学校の施設(校舎・体育館)の耐震化を推進します

学校施設の耐震化については国の支援策等が定められた「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」が、6月18日に施行されました。

市では、同法の施行を受け、この法律に該当する「I-s値(耐震診断の判断基準となる値)が0・3未満の学校施設について、今後、耐震化の整備を早急か

### 東村山市使用料等審議会委員の募集

市では、市が徴収する施設の使用料やサービスの手数料の適正化を図るため、市長の諮問に応じて調査・審議を行う東村山市使用料等審議会を設置しています。現在、審議会は、学識経験者及び市民のかた8名で構成されていますが、この

募集人数 1名  
任期 委嘱の日から2年間  
報酬 市の規定による  
審議の開催 平日の夜間(2時間程度)  
応募方法 「これからの使用料等のありかた」についての作文(任意の用紙に800字以内)に住所・氏名(ふりがな)・生年月日・職業・電話番号を明記し、直接又

### 8月10日は「道の日」

道路は、私たちの毎日の生活を支える欠くことのできない基本的な社会資本ですが、あまりにも身近な存在である

### お詫びと訂正

市報7月1日号5面に掲載しました「容器包装プラスチックの正しい出し方」についての記事中に誤りがありました。次のお詫び、訂正してお詫びします。

○誤り紙は「燃やさないごみ」に出してください。  
○正し資源として利用できる紙類は資源物として「古紙」に、資源として利用できない紙類は「燃やせるごみ」にそれぞれ出してください。  
環境部ごみ減量推進課

地球温暖化防止のため、庁舎等の室内冷房温度を28度に設定し、市職員等のノーネクタイ・ノー上着を実施中です。